平成２５年（フ）第１１１３号
京都市南区東九条南烏丸町35番地の６　南烏丸市営住宅１棟121号
債務者　木村　且子
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１１１７号
京都府宇治市小倉町南堀池60番地の61
債務者　小森　雅也
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１１１８号
京都市山科区勧修寺北大日町20番地　双葉荘102号
債務者　田中　清勝
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第７２４号
堺市南区竹城台４丁２番３―302号、住民票上の住所堺市南区竹城台４丁２番５―202号
債務者　山崎　文博
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第７２５号
堺市南区竹城台４丁２番３―302号
債務者　山崎　洋子
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第８２８号
大阪府羽曳野市古市７丁目10番８号
債務者　西川　昭二
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第８３６号
大阪府大阪狭山市西山台４丁目１番４―404号
債務者　袋尻　勝義
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第８５２号
堺市南区原山台５丁１番16―309号
債務者　園田紀友正
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第８７９号
大阪府羽曳野市高鷲10丁目７番７号、前住所大阪府松原市一津屋５丁目16番24号
債務者　矢野研太郎
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第９０９号
大阪府高石市千代田３丁目14番４号、前住所大阪府泉大津市寿町５番４―201号
債務者　早川正一郎
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第３１６号
沖縄県那覇市山下町２番26号　コーポ上原206
債務者　宇根　良晃
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第１１３号
北海道伊達市山下町116番地６、前住所北海道伊達市山下町123番地21
債務者　丸山　栄一
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２５年（フ）第２４１号
岩手県和賀郡西和賀町沢内字鍵飯17地割20番地
債務者　柿澤　孝子
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第２４９号
盛岡市境田町８―30　佐々安アパート201号、住民票上の住所盛岡市下太田榊15番地５
債務者　浦田真理子
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第５９号
福島県会津若松市中島町12番８号　アムール優Ａ棟８号、前住所福島県会津若松市西七日町６番５号　コーポ富士Ｂ棟201号
債務者　目黒　一男
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで　福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２５年（フ）第４３３号
神奈川県厚木市岡田３丁目１番16号　リバティー小泉303、前住所相模原市南区大野台４丁目26番４号　ベルシオンⅢ202号
債務者　小林めぐみ（旧姓板倉）
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第３１４号
愛知県一宮市時之島字日吉浦22番地
債務者　木村　照代
1　決定年月日時　平成25年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで　名古屋地方裁判所一宮支部